

井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会
第8回 通学部会

会 議 録

日 時	令和6年1月24日(水) 午後6時30分～午後7時15分
場 所	村君公民館 講堂
委 員	福島委員、雀岡委員、岡村委員、関根委員、関根委員、須永委員、高野委員、飯塚委員、島崎委員、赤坂委員、今成委員、末柄委員、新井委員、蓮見委員、折原委員
事 務 局	米花教育総務課長、蓮見学校教育課長、小林教育総務課総務係長
会議の内容	1 開会 2 部会長あいさつ 3 議事 (1) スクールバス業務委託プロポーザルの実施について (2) プロポーザル審査委員会委員の選出について (3) その他 4 閉会

会 議 録

1 開 会	司 会 (教育総務課係長)	井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会 第8回通学部会を開会する。
2 部会長あいさつ	部会長	<部会長あいさつ>
	司 会 (教育総務課係長)	議事の進行については、部会長にお願いする。
3 議 事 (1) スクールバス業務委託プロポーザルの実施について	部会長	議事に入る。本日の会議の目的は、スクールバス事業者選定のためのプロポーザルについての報告並びにプロポーザル審査委員会委員の選出について協議する。
	部会長	議事(1) スクールバス業務委託プロポーザルの実施について、事務局より説明を求めた。

	<p>事務局 (教育総務課長)</p>	<p>資料2「羽生市立羽生東小学校スクールバス運行業務委託指名型プロポーザル実施要領」を基に説明する。</p> <p>プロポーザルとは、行政機関が工事などを発注するときには一般的に入札という方法で行い、最終的に価格だけの判断ということになるが、プロポーザルでは、その価格以外の要素について事業者から提案を受け、それらを総合的に評価し、最も優れた提案を行った事業者を契約事業者として選定するという手続である。</p> <p>実施要領の1 目的は、羽生東小学校スクールバス運行業務について、運行実績や安全対策、緊急時の対応などについて事業者から提案を受け、価格以外のこれらの要素を含めて総合的に判断し、最も適した事業者を選定することである。</p> <p>2 業務概要は、運行業務委託期間を令和7年4月1日から令和12年3月31日までとし、契約を締結した日から令和7年3月31日までの1年間を履行準備期間とする。履行準備期間では、この間の経費を事業者負担として、運行のための準備をする予定である。</p> <p>3 委託料限度額は、運行業務委託期間5年間の上限額として2億410万円を設定している。バス1台当たり1年間運行する経費として、1,020万5,000円となる計算である。</p> <p>4 参加資格は、道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること。つまり、既に貸切バスの運行許可を持っている事業者を参加条件としている。</p> <p>それ以外の条件は、一般的な入札で行う場合の条件と、ほぼ同様の内容である。</p> <p>5 スケジュールは、明日、市が指名する事業者に、プロポーザルの参加について通知を行う。事業者は説明資料を確認した上で、参加する意思があれば参加表明書を提出し、3月15日の金曜日にプレゼンテーションを実施し、企画提案を受</p>
--	-------------------------	--

	<p>け、事業者の選定を行う予定である。</p> <p>契約は今年度中、3月末までに契約手続きができるよう進める。</p> <p>9 提案内容は、記載の7項目について価格以外の部分の、事業者から提案いただく内容である。</p> <p>(1) 基本的な考え方として、今回のバスの運行業務に係る事業者としての基本的な考え方、基本方針について記載する。(2) 運行管理業務の実施体制として、バスの運行管理・整備管理体制、運転士等の人員・健康管理体制、日常の安全管理、研修制度等について、事業者がどのように行うのか提案する。(3) 運行準備体制として、契約から運行開始までの1年間、この期間における車両調達計画、運転手の確保、試運転等の実施計画について提案する。また、運行ルートについては、今まで通学部会で協議してきた内容を提示してあるが、児童及び保護者の時間的な負担が少ない運行ルート等があれば、併せて設定し、提案する。</p> <p>(4) 安全管理体制として、児童が安全に登下校するためのバスの運行方法、人員体制について提案する。また、登下校時の児童の搭乗確認方法及び欠席確認方法についても併せて提案する。(5) 緊急時の対応として、事故、故障、急病人の発生、また災害緊急時の体制の確保及び対応方法について、事業者が考えるところを提案する。緊急時にどのような連絡体制をとるのか、交代する運転手の確保及び代替車両の確保体制についても併せて提案する。また、最低限の保険については、市から条件を提示しているが、市又は第三者に被害を与えた場合の補償について提案する。(6) 利便性の向上として、バスの位置をスマートフォンで確認できるシステムの導入を条件としているので、どのようなシステムを導入し、それについて使いやすいかどうか判断する。また、契約期間が5年間と非常に長いので、その間の保護者、</p>
--	---

	<p>児童及び学校からの要望に対し、どのような対応方法をとっていくのかも併せて提案する。(7) 自由意見・提案として、事業者としての優位性やアピールポイントについて提案する。</p> <p>この提案についての評価についてである。資料2(別紙2)提案書評価基準では提案内容に対する評価項目について、それぞれ点数を定めている。提案内容の7点のほかに、1の基本項目として、企業の経営基盤や実績についても、評価項目に加えている。最も配点の高い項目は、安全管理体制に関することで40点、次に緊急時の対応に関することが30点、見積額についてが30点である。</p> <p>それぞれの評価については、審査委員が各項目にAの「大変優れている」からEの「評価できない」までの評価を付け、それぞれの評価に関する評価点を計算する。例えば、緊急時の対応に関することについて、B評価「やや優れている」とした場合は、配点が30点で、評価点は、これに0.7を掛けて21点になる。最後に各委員が出した評価点を合計して、最も評価点の高い事業者を契約候補者とするものである。</p> <p>次に、市から事業者に対して、スクールバスの運行業務を委託する内容についてである。資料2(別紙1)羽生市立羽生東小学校スクールバス運行業務委託仕様書に今まで通学部会でバスの運行について協議を重ね、その中で出された意見等を可能な限り反映させた。</p> <p>仕様書の(3)業務内容は4点である。1点目が、羽生東小学校の児童の登下校のための送迎用スクールバスの運行業務。2点目が、そのスクールバスを安全かつ確実に運行する体制の確保。3点目が、登下校時の送迎のほか、一部、学校行事等における送迎業務。4点目が、その他スクールバスの運行に必要な業務である。</p> <p>6 委託契約に含まれる運行経費は、記載のと</p>
--	--

	<p>おりである。車両調達や人件費の負担まで、基本的に運行に係る全ての経費を事業者が負担する内容である。</p> <p>7 運行車両は、4台準備する。仕様はマイクロバスで補助席を含めた旅客定員28人乗りを基準とする。基準と表現しているのは、事業者によっては定員が異なるバスを運行する可能性もあるので、幅を広く持たせることで、より多くの事業者プロポーザルに参加してもらうため、定員については限定しなかった。(3) 車両の装備は、①から⑩まで表記してある。市としてスクールバスに最低限備えてもらうものを表記している。</p> <p>8 委託乗務員は、各バス運転手1名での運行になるが、年度当初の10日間については、事業者で別に添乗員を配置することとしている。</p> <p>9 安全運転、事故処理及び災害緊急対応体制は、(1)から(12)までを基本として事業者にとってほしい内容を記載している。バスの乗降時の確認の徹底、また置き去りを防止するための降車後のバス内確認の徹底、その他緊急時があった場合の責任者を明確にすること。また、交通事情によりバスの運行計画が困難な場合は、代替措置を取るなど、協議の中で心配と思われた内容について、事業者にとってもらうため記載してある。</p> <p>11 運行内容は、①登校は1便である。まだ学校の時間割等が定まっていないため、目安として7時50分着としている。4ルートで1号車から4号車までのバス停の位置、走行距離、そして予定される乗車人員は表に記載のとおりである。②下校時は、2便予定している。5校時終了後と6校時終了後である。基本的に登校と逆回りで運行する。また③登下校以外の利用として、日中の学校行事、町たんけんなど、市内の移動でバスが使えるよう10回以内で、登下校に重ならない時間帯でバスが運行できるようにする。(3) 乗車対象児童数見込みは、住民基本台帳をベースに算</p>
--	---

<p>(2) プロポーザル審査委員会委員の選出について</p>		<p>出しており、令和7年度当初は107名のバス人員を見込んでいるが、5年後の令和11年度は86名まで減少する見込みである。運行ルートやバス停の位置は乗車する児童の状況により、毎年度調整していくとしている。これにより、運行ルートやバスの台数等に変更が生じ、経費に大幅な差が生まれた場合は、契約金額の変更についても協議する。</p>
	部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
	委員	評価基準書の評価点の算定に、提案見積額以外の評価項目ABCDEとあるが、Eがあっても、一番点数が高ければ採用するのか。
	事務局 (教育総務課長)	Eがあった場合であっても、合計点が一番高い場合は、判断基準としてはそうなる。ただ、一個でもEがあると、おそらく、採用にはならないと見込まれる。
	部会長	点数はあくまでも目安として考えれば良いか。
	事務局 (教育総務課長)	仕様書では評価点を各委員に出していただき、単純合計が一番高い事業者が選定される内容となっている。仮に同点だった場合は、評価項目のうち特定の項目について高かった事業者を採用することになる。
	部会長	情報量が多いため、途中で気付いた点があれば質問することとする。
	部会長	議事の(2)について、事務局から説明を求めた。
事務局 (教育総務課長)	資料1の2 プロポーザル審査委員会委員の選出について説明する。	

(3) その他		<p>議事(1)で説明したプロポーザルを実施するためには、事業者から企画提案を受けたものを評価しなければならない。その評価点をつけるために審査する委員が必要である。そのため、プロポーザル審査委員会を設置する。</p> <p>再編成準備委員会で協議した結果、通学部会から保護者代表1名と校長先生代表1名を選出することで承認を得た。本日は、通学部会から参加するプロポーザル審査委員を選出いただきたい。</p>
	部会長	<p>議事(3)その他についてあるか。</p>
	委員	<p>提案内容について、条件を出して事業者に回答してもらおうが、事業者側で「これはできないが、これがなければ受ける」というような、一番心配なのがスマートフォンで確認できるシステムである。これはできないが、それ以外は全部できるからと手を挙げてきた場合、もう一回会議を開催するのか、あるいはOKとするのか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>今回、資料2の別紙1「運行业務委託仕様書」に書いてある内容を満たせない場合は、事業者は手を挙げられない。バスの位置を確認できるシステムがない、導入する予定がないと手を挙げられない。これは、協議の中で意見があったので条件として含めている。</p>
	委員	<p>参考に手を挙げる事業者がいなかった場合は、どのような手続になるのか。</p>
事務局 (教育総務課長)	<p>1社も手が挙がらなかった場合は、条件を変更してもう一度プロポーザルを実施することになる。今回の条件で1社でも手を挙げれば、その事業者について評価を出して、最低点をクリアすれば採用となるが、最低点をクリアしなかった場合は、もう一度やり直しとなる。</p>	

		<p>正直かなり厳しい状況である。1年前に契約するのは早いですが、県内でも多くの小学校再編成でスクールバスを運行する予定と聞いている。遅れば遅れるほど、事業者との契約が難しくなることもあり、長い期間を設けている。それによってより多くの事業者に手を挙げてもらえるよう手続を進めている。</p>
	部会長	<p>その他、質問を求めた。</p> <p><特になし></p>
	部会長	<p>今回の会議の日程について、事務局の説明を求めた。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>今回の会議は、プロポーザルを実施し、事業者が決定するのが3月末となるので、年度明けの4月17日水曜日である。</p>
	委員	<p>P T A部会にも参加しているが、保護者役員が変更になる。4月に引き継ぐことになるので、P T A部会と同じように会議に同席するということが良いか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>自治会も含めてだが、役員が変更になることで交代になってしまう場合がある。そのときは一緒に来て引継ぎを兼ねて構わない。新委員だけの参加でも大丈夫であるが、その場合は、あらかじめ事務局に連絡してほしい。</p> <p>4月17日の開催については、開催通知を事前に送付する。もし、新しい委員だけが参加する場合は、その通知を渡してもらいたい。</p> <p>時間と場所は、三田ヶ谷公民館で午後6時半からである。</p>

4 閉会	部会長	本日の議事を終了する。
<p>【配布資料】</p> <p>資料 1 第 8 回通学部会</p> <p>資料 2 羽生市立羽生東小学校スクールバス運行業務委託指名型プロポーザル実施要領(案)</p> <p>資料 2 (別紙 1) 羽生市立羽生市立東小学校スクールバス運行業務委託仕様書</p> <p>資料 2 (別紙 2) 提案書評価基準 (案)</p>		